

○総務省令第八十二号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の九の規定に基づき、自治紛争処理委員の調停及び審査の手續に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月二十九日

総務大臣 山本 早苗

自治紛争処理委員の調停及び審査の手續に関する省令の一部を改正する省令

自治紛争処理委員の調停及び審査の手續に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び審査」を「、審査及び処理方策の提示」に改める。

第一条中「及び審査」を「、審査及び処理方策の提示（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百五十一条の三の二第一項に規定する処理方策をいう。以下同じ。）」に、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第四条第一項中「第二百五十一条第四項並びに第五項」を「第二百五十一条第五項並びに第六項」に改め、同条第二項中「並びに審査及び勧告」を「審査及び勧告並びに処理方策の提示」に改める。

第五条の見出しを「（申請書）」に改め、同条第一項中「（以下「申請書」という。）」を削り、同条第二項を削る。

「第四節 調停の申請の取下げ」を削る。

第十二条を次のように改める。

## 第十二条 削除

第三章第五節を同章第四節とする。

第四十四条第二項中「第四十二条第三項」を「第五十条第三項」に改め、同条を第五十二条とし、第四十条を第五十一条とする。

第四十二条第一項中「並びに」を「」に改め、「文書」の下に「並びに第四十四条に規定する書面」を加え、同条を第五十条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

## 第五章 都道府県が当事者となる連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間の紛争に係る処理方

### 策の提示

#### 第一節 処理方策の提示の手続

##### (申請書)

第四十二条 法第二百五十二条の二第七項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 紛争の当事者
- 二 処理方策の提示を求める事項（当事者の主張の要点を含む。）
- 三 紛争の経過

（処理方策を定めるための審議の期日及び場所）

第四十三条 処理方策を定めるための審議の期日及び場所は、代表自治紛争処理委員がこれを定める。

2 代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、処理方策を定めるための審議の期日及び場所を変更することができる。

（代理人の選任及び解任の届出）

第四十四条 当事者は、代理人を選任したときは、書面をもってその者の氏名及び職業を自治紛争処理委員に届け出なければならない。解任したときも、同様とする。

第二節 当事者が処理方策を定めるための審議に出席する場合の手續

(処理方策を定めるための審議の公開)

第四十五条 当事者が出席する処理方策を定めるための審議は、自治紛争処理委員が公開とすることを相当と認める場合に限り公開する。

(秩序の維持)

第四十六条 処理方策を定めるための審議の期日における秩序の維持は、代表自治紛争処理委員が行う。

2 代表自治紛争処理委員は、前項に定めるもののほか、処理方策の提示の手續の円滑な進行を確保するために必要な措置をとることができる。

第三節 情報の収集

(参考人の陳述等)

第四十七条 自治紛争処理委員は、処理方策の提示を行うため必要があると認めるときは、事件の参考人に

陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができる。

（自治紛争処理委員による情報の収集）

第四十八条 自治紛争処理委員は、法第二百五十一条の三の二第四項及び前条の規定により情報の収集を行うときは、処理方策を定めるための審議の期日外においてもこれを行うことができる。

第四節 自治紛争処理委員の合議

（合議）

第四十九条 次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

- 一 第四十五条の規定による当事者が出席する処理方策を定めるための審議の公開の決定
- 二 第四十七条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

2 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総

務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の項中「第十三項」の下に「、第二百五十一条の三の二第三項、第二百五十二条の二第七項」を加える。